

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教授会規程

第1条 この規程は、本学に置く教授会の組織、所掌事項及び運営等について必要な事項を定める。

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教で構成する。

第3条 教授会は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条及び第5条の2の規定に基づき、教員の人事に関する事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 教授会は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第93条第2項各号の規定に基づき、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、法第93条第3項の規定に基づき、前項に規定するもののほか、学長及び学科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第4条 教授会の常例の会議は、学科長が招集する。ただし、学科長又は構成員の3分の1以上の要求があるときは臨時に会議を開くことができる。

第5条 議長は学科長とする。

2 学科長に事故があるときは、学科長の指名する者がその職務を代行する。

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、休職中の者、公務のため海外に出張している者及び職務に専念する義務を免除されている者は、構成員に含めない。

第7条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、教授会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第8条 教授会は、必要のある場合は、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または意見を述べさせることができる。

第9条 教授会における審議事項の計画及び実施に関し、必要に応じて、別に専門委員会を置くことができる。

第10条 教授会は議事録を作成する。

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営について必要な細則は、教授会が別に定める。

第12条 この規程の改正は、評議会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月16日から施行する。